

すくも 市議会だより

第100号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は令和二年三月二日に開会し、十七日間の会期で三月十九日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第二号)

令和元年度補正予算は、一億五千五百七十三千円が増額され、総額で百五十七億三千九百九十五万四千円となりました。

当初予算

◎一般会計(議案第十二号)

令和二年度一般会計予算は総額で、百五十八億七千二百三十四万八千円の前年度より十二億三千七百六十万二千円を増額となっています。(詳細は、四〇五ページをご参照下さい。)

第一回(三月)定例会日程

3月3日(火)	本会議	開会、行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明
4日(水)	休会	議案等精査
5日(木)	休会	議案等精査
6日(金)	休会	議案等精査
7日(土)	休会	議案等精査
8日(日)	休会	
9日(月)	本会議	一般質問、議案質疑
10日(火)	休会	委員会審査
11日(水)	休会	委員会審査
12日(木)	休会	委員会審査
13日(金)	休会	委員会審査
14日(土)	休会	
15日(日)	休会	
16日(月)	休会	委員会審査
17日(火)	休会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会
18日(水)	休会	
19日(木)	本会議	

(歳出の主なもの)

- ふるさと寄附金事業
 - ……四億六千七百六万三千元
- 庁舎建設事業
 - ……六億四千六百三十一万円
- 医療扶助などの扶助費総額
 - ……十八億一千九万三千元
- 塵芥処理事業
 - ……三億五十八万七千円
- 道路新設改良事業
 - ……一億二千三百九万円
- 地方道整備事業
 - ……三億五千百万円
- 河川等環境整備事業
 - ……一億六千六百七万二千元
- 宿毛小中学校整備事業
 - ……二十六億五千五百六十四万二千元
- 斎場火葬炉等入替工事
 - ……七千七百万円
- 災害復旧費
 - ……二億二千四百五十九万円

市長から提出された議案は、「令和二年度宿毛市一般会計予算」など予算議案二十三件、「ふるさと寄附金の増額による予算補正」の専決議案一件、「横瀬川ダムクライミング施設の設定及び管理に関する条例の制定」など条例議案十件、「市道路線の認定について」などその他議案八件の合計四十二議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

今議会の一般質問については、市民の健康を守るため新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ全庁体制で対応する執行部への配慮から、必要性・緊急性の高い質問とすることとし、九日に四人の議員が質問に立ち、また、同日に議案に対する質疑が行われました。

議会最終日には議員から「インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書」が提出され審議の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

条 例

◎議案第二十五号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」

技能職員の定義や給与の種類等について定めるために、新たに条例を制定しようとするものです。

◎議案第二十六号「宿毛市人材のまち基金条例の制定について」

大江卓のひ孫にあたる故・大江多慈子氏よりご寄附いただいた二十万円を基金として積み立て、円滑かつ効果的に運用していくために本条例を制定しようとするものです。

◎議案第二十七号「横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

横瀬川ダムのダム壁面に日本初となるクライミング施設が完成したので、本条例を制定しようとするものです。

◎議案第二十八号「宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

「**二**」

本条例の条文中の法律名称等が変更されたので、所要の改正を行うものです。

◎議案第二十九号「宿毛市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」

令和二年四月一日より会計年度任用職員制度が導入されるにあたり、任用形態や任用手続きが様々となるため、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

◎議案第三十号「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第三十一号「宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

いずれも令和二年四月一日より施行されます民法の改正に伴い所要の改正を行うものです。

◎議案第三十二号「宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

地域振興住宅は公営住宅法の適用を受けない住宅であるので、公営住宅法を根拠とする「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例」の規定を準用している部分などについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第三十三号「宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

地方自治法等の一部を改正する法律が令和二年四月一日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第三十四号「宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

水道法の一部を改正する法律が令和元年十月一日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

その他

◎議案第三十五号「市道路線の認定について」

市道「平田インター線」

について、道路法第八条第二項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十六号「市道路線の変更について」

市道「大物川（おおものがわ）線」について、道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定に基づき道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十七号「市道路線の廃止について」

市道「二生原線」について、道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定に基づき道路の路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十八号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」

これまで、幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務としていた「行政不服審査法第八十一条第一項の機関に関する事務」を令和二年八月一日より高知県

へ委託することとなったので、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき共同処理する事務を廃止し、かつ同法第二百九十条の規定に基づき規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第四十号「高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について」

高知県市町村総合事務組合の構成団体である「芸東衛生組合」及び「高幡西部特別養護老人ホーム組合」が令和二年三月三十一日をもって解散し、令和二年四月一日より高知県市町村総合事務組合を脱退することとなったので、地方自治法第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。



◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号 ～11号	令和元年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）補正予算について	原案可決
第12号	令和2年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第13号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
第14号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決
第15号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決
第16号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決
第17号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決
第18号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決
第19号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決
第20号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決
第21号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決
第22号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決
第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決
第25号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	原案可決
第26号	宿毛市人材のまち基金条例の制定について	原案可決
第27号	横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第28号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第29号	宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第30号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第31号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第32号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	市道路線の認定について	原案可決
第36号	市道路線の変更について	原案可決
第37号	市道路線の廃止について	原案可決
第38号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決
第39号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について	原案可決
第40号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
第41号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
第42号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
意見書案 第1号	インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書	原案可決

一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

〔質問順位による〕

第一回（三月）定例会の一般質問は、九日に四人の議員から市政全般について質問がありました。主な内容は、次のとおりです。



川田 栄子 議員

庁舎建設造成地の設計変更による増額について

問 図面や数量計算書はコンサルタントが作成したが、この件に関しては昨年九月以降の件も説明している。

答 技術公社の照査の段階で運搬計画が無いことを指摘されているが、市は「そのまま続けて下さい」と返答している。どうなのか。

問 担当職員は土の運搬計画について説明を受けたとの認識は持っているか。

答 民法では契約不適合が認められたら支払金の減額請求、修補請求、契約解除、損害賠償請求ができるとなっている。コンサルの責任に関して聞き取りや調査をしたか。

問 このような補正となった理由として、設計書が発注者の望んでいる製品になっていない不良品であった点、完全にコンサル側の責任と考えるが、どうなのか。

答 指摘があった後、コンサルタントに確認を取り、土の運搬が必要であったとの見解を示された。

問 一度受けた契約は、誠実に、着実に実行して仕上げるのが基本である。市長は補正予算を組む決裁をしたが、プロセスは正しいものであったか。

答 設計変更は事実を確認し、必要な運搬を追加したものである。入札金額は札を入れた責任においてそのまま工事をしなければいけないというものではない。

問 職員は振り返ってみれば技術公社とのコミュニケーションが足りなかったという。再発防止を問う。

答 職員は振り返ってみれば技術公社とのコミュニケーションが足りなかったという。再発防止を問う。

問 公共的な課題を解決するためには、行政が中心となって、請負業者に政策全体に対する自覚を促す形で進めるべきである。どう思うか。

答 請負業者においても、市民の信頼を損なうことのないよう、厳正な事業遂行と社会的な使命を理解してもらおう。これからも努めていく。

問 問う。

答 ルールについては守っている。けれどもこのような事態が発生したことについては大変申し訳なく思っている。

飼い主のいない猫への取り組みについて

問 先進地の取り組みは参考になる。行政とボランティア協働で野良猫の集中的不妊手術などの取り組みに県の予算を利用してはどうか。

答 地域に密着したボランティアの方々には、主体的に取り組んでいただくことが重要だと考える。しっかりと計画に立ち上げて、それから県に予算の申請をしていきたい。



今城 隆 議員

市庁舎高台造成工事について

問 一回目入札で、コンサルタントの設計書をもとに市が県の入力システムで積算。その際、県建設技術公社は搬土計画がないと指摘したが、市はそのまま積算するよう答えたと聞くが。

答 担当職員は指摘を受けた認識が無く、入札時は設計書不備の認識はなかった。

問 入札時、業者から搬土の質疑があったか。

答 無かった。

問 一回目は最低制限価格で山本・仲上・金村グループが落札、敷鉄板十六万円の積算ミス指摘され落札決定取り消しとなったが、一万円低く入札したグループに落札権を与えることはできなかったのか。

答 積算等疑義申立取扱要綱では、落札業者変更が生じる場合、入札取り消しとなる。疑義申立は正当な期間内に行われた。

問 二回目入札は、前回設計書を市が微修正し積算したが、公社のチェックを受けたか。

答 変更部分だけチェックしてもらった。

問 入札時、どのような質疑があったか。

答 金額に直接影響するものはない。

問 二回目は全て最低制限価格に並び、くじ引きで再び山本・仲上・金村グループが落札、契約した。市は契約でどのようなアクシデント対策をしたか。

答 西日本建設業保証株式会社の保証を付している。

問 契約後の初会合で、業者は搬土二十七万円の積算抜きを指摘したと聞くが。

答 ダンプ運搬がないと土を移動できないという説明を受けた。

問 その判断に当たり、誰に意見を伺ったか。

答 コンサル、公社に伺った。運搬費計上が必要との見解を頂き、市として対応した。

問 変更契約額十億六千九百五十一万円は、落札上限の予定価格九億七千八百八十九万円に消費税を加えた金額に百%一致する。最低価格で落札し上限価格の契約は、結論ありきの増額ではないか。

答 積算した結果の変更契約額だ。一致というか、ほぼ同額になった。

問 なぜ西和コンサルタントに瑕疵担保責任を問わないのか。

答 運搬計画の不備はコンサルにも確認した。本来必要な経費で、瑕疵担保という形はとっていない。

問 十六万円のミスで再入札し、一億二千万円の積算ミスで再入札しない行政判断の正当性に疑義・禍根を残したのではないか。

答 ルールにのっとると入札取り消しになる。運搬費の変更契約は、契約後に判明し、建設工事請負契約書に基づき手続きを行った。金額で判断するものではない。

問 調査委員会で問題の検証が必要ではないか。

答 調査委員会等は立ち上げ

ていない。一般質問でも指摘いただく中で対応したい。



松浦 英夫 議員

藻津漁港へのアクセス入道の整備について

問 これまで藻津漁協は、後継者となる若者が増加するなど、宿毛市の水産業にとって明るい兆しが見られるとの認識を示され、早期の整備に向けて決意を示されているが、行政の動きはまったく見えないなどの声がある。取組内容及び進捗状況を問う。

答 現在、実施設計業務を発注する準備段階であるが、なんとか本年度内には発注したい。

問 「社会資本整備総合交付金事業」の補助金の確保状況について問う。

答 事業に対する補助金の交付決定は受けている。

問 今後の取組みについて、地元の皆さんに対する説明はいつ頃されたのか問う。

答 地元に対する説明はここ数日前行って来た。

防災対策について

問 これまで整備された避難場所は、市内で何カ所か、今後計画されている箇所はあるのか問う。

答 市内で八十九箇所であり、平成三十年七月の豪雨による災害を受け、対策工事が完了してない路線が三路線である。

問 片島中学校の東側に整備されている避難道は、階段の上部と下部については幅は十分あるが、避難道の中段になると階段の幅は約二十センチメートル位と非常に狭く、しかも勾配は急であり高齢者が避難をする場合には大変厳しいのではないかと。避難場所や避難場所に通じる道が、高齢者や障害者等避難行動要支援者に対して配慮されているかなどを今一度総点検が必要ではないか問う。

答 片島中学校の東側に整備されている避難道は、階段の上部と下部については幅は十分あるが、避難道の中段になると階段の幅は約二十センチメートル位と非常に狭く、しかも勾配は急であり高齢者が避難をする場合には大変厳しいのではないかと。避難場所や避難場所に通じる道が、高齢者や障害者等避難行動要支援者に対して配慮されているかなどを今一度総点検が必要ではないか問う。

問 各避難道の状況把握に努め津波避難道の改修が必要であれば対応していく。避難行動要支援者対策は積極的に取り組まなければならないと認識している。

避難行動要支援者対策について

問 当該市町村に居住する「避難行動要支援者」の把握に努めるための基礎となる名簿の作成は市町村長に義務づけられているが、災害時に自力での避難が難しい障害者や高齢者のために避難先や手順を個別に定める個別支援計画の策定は市町村の義務ではなく努力義務とされている。宿毛市の個別支援計画の策定状況を問う。

答 三百八十五名が名簿に登録され、その内十五地区七十五名、約二割の方が個別支援計画を作成している状況である。

問 日頃より住民同士の顔が見える関係をつくるなど、地域の防災力を高めることが必要であると言われている。まさに共助力の向上が重要ではないかと思うが所見を問う。

答 大規模災害発生時における公助の限界と自助・共助の重要性を認識している。これまでの災害を教訓に、地域の取組みが災害に強まらざることを考えている。



山戸 寛 議員

会計年度任用職員制度について

問 四月からこの新制度が導入されるが、適用対象となる採用予定人数について問う。

答 七十名程度を想定している。

問 初号給、つまり初めて採用された場合の給料の具体的な設定について、一般事務と調理師、栄養士に関しては、現行の臨時職員としての日給月給による年収よりも年収が少なくはならない。けれども、四年未満の保育士、看護師、保健師・助産師、管理栄養士といった、いわば特別な資格が要求される職種について、大

きな不利益としか言いようのない給与表の適用がなされている。根拠を問う。

答 初号給については正規職員の基準を参考としており、そののみを比較すると減額になるように思われるかもしれないが、前歴加算も含めて考えれば、指摘される全ての部分において、不利益となるものではない。

問 昇給上限額について、一般事務職員と調理師は昇給した一回。保育士は三回、保育補助員は一回だけ。正規の職員は毎年昇給が続く、この落差。この給料の上限、昇給の設定はどのような根拠に基づいてなされたのか。

答 正規職員の給料月額を基礎としており、職務の内容や責任、必要となる知識を考慮し、近隣市町村との状況も確認する中で、職種ごとに設定をしている。

問 新制度が委託事業にどのように反映されることになるのか。

答 臨時的任用職員と同様の方法で人件費を積算し、予定価格を算定していた委託事業

については、会計年度任用職員制度にのっとった積算方法が反映されることとなる。

問 次年度も同じポストがあるとは限らない一般事務と、委託事業が続く限りは必然的に継続されるポストの職員の昇給が、一律に一回でおしまいということには違和感がある。事業によっては継続性ということを考慮すべきではないか。

答 坂本図書館及び給食センターで働かれている方々の大半が継続的に雇用されていることは承知しているが、委託事業という性質上、委託事業者が雇用する従業員の勤続年数や経験年数を考慮した設定はできないと考える。

問 会計年度任用職員の募集について、四万十市、土佐清水市と比較すると大幅に遅れている。この点について問う。

答 宿毛市では通年で応募を受け付けしている、臨時的任用職員が必要となった部署が、それまでに履歴書を提出してくれている応募者の中から試験を実施し採用するという手法をとっている。本市では募集終了日の設定をしていない

ので、これからも随時、受け付けをしていく。

意見書

議員より提出された次の意見書を原案のとおり可決し、国会及び関係行政庁に提出しました。

◎ インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書

インターネット上では過激なヘイトスピーチや、いわゆる同和地区の所在地や居住者の姓等を示す情報、また、個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が掲載されるなど、様々な人権侵害事象が発生している。インターネットはその特性として、匿名性が高いことから内容が過激なものとなる傾向がある上に、一度掲載されると世界中に情報が瞬時に拡散し、完全に削除させるといった権利回復は極めて困難である。

インターネット上の人権侵害事件については、現在、強制力のある書き込み削除についての明文化された根拠がないため、国は要領等に基づい

てプロバイダ等に人権侵害情報
報を削除するよう要請するに
とどまり、削除するか否かに
ついてはプロバイダ等の任意
に委ねられているが、他人の
権利が侵害されているかどうか
をプロバイダ等が判断する
ことは困難であり、悪質な人
権侵害情報が入ターネット
上に残されているのが現状で
ある。また、例えば、人権侵
害情報を海外のサーバー等を
利用して直接日本国内に向け
て発信している者については、
対応することが極めて困難で
ある。

インターネットは、誰もが
自分の意見を自由に表明でき、
多くの人々とのコミュニケーション
を図ることができるところ
である。しかしながら、その
書き込みによって他人の人権
が侵害されることを放置する
ことは許されず、人権侵害情
報が迅速に削除される法的な
仕組みづくりが必要である。
よって、国においては、イ
ンターネット上で発生してい
る人権侵害を解消するため、
実効性のある法整備を速やか
に行うよう強く要望する。

▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会
に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
請願 第3号	県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見 書提出を求める請願	不採択
陳情 第7号	就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を 求める陳情	不採択
第8号	公立学校教員に一年単位の變形労働制を適用 しないよう県への意見書提出を求める陳情	継続審査

なお、委員長の審査報告は
以下の通りです。

請願第3号について

本件は、一九五四年にアメ
リカがビキニ海域で行った水
爆実験により被災された方々
を救済するため、高知県に対
して、一、県救済条例の制定
等により健康・生活相談等、
被災者・家族・遺族に寄りそ
った具体的支援をすすめること。
二、船員保険制度の改定や新
たな救済立法の制定のために、
具体的検討をすすめること。三、
上記船員保険や救済立法の根
拠確立のため、県内における
継続的調査と実態把握に努め
ること。の三点について意見
書提出を求める請願であります。
審査の過程で、委員からは「ビ
キニ被災者の取り組みは全国
的にみても高知県が一番先に
進んでいる取り組みであり、高
知県に火が付いたら他に救済
の道が広がるということであ
れば、高知県が先頭に立ち、県
から国に上げていく方法が取
れないか。」との意見がある一
方で、「あくまでも日本とアメ
リカの国の問題であり、県が
これに救済措置として何らか
の条例を制定するのは少し違
うのではないかと思う。県と

してもビキニ被災の方々には
健康相談を行ったり、新型コ
ロナウイルスのため今回は中
止にはなったがシンポジウム
を行う等、県としてもできる
限りの取り組みはしている。」
との意見がありました。また、
「船員保険の救済立法について
は県ではなく国の権限である。」
との意見がありました。

以上の意見や請願の趣旨も
踏まえ、慎重に審査した結果、
高知県としても健康相談を行
うなど、できる限りのことは
既に取り組んでいるという結
論に達し、賛成少数で不採択
と決しました。

*宿毛市議会では、平成十六
年三月議会において、「政府
はビキニ水爆実験被災漁船員
に関する資料の公開を県や市
町村にすること。」「政府
はビキニ水爆実験被災漁船員
の救済措置をとること。」「高
知県はビキニ水爆実験被災漁
船員のプライバシーの保護に
十分留意し調査を市町村と協
力して実施すること。」を求
める意見書を国と県に提出し
ております。

陳情第7号について

本市において就学援助を行

う場合には生活保護基準だけ
ではなく、保護者が「市民税
又は国民健康保険税の減免を
受けている」かどうか。また、
「国民年金法に基づく保険料の
減免を受けている」かどうか。
さらに「児童扶養手当法に基
づき児童扶養手当の全額支給
を受けている」かどうかの三
点についても基準として用い
て判断し宿毛市独自の対応を
行っている。

審査の過程で、委員からは「現
状で独自の認定基準を使用し
対象を広げていることは理解
したが、今後も削減されない
ように配慮を求める意味で採
択すべきではないか」との意
見がある一方で、「陳情の願意
は達成しており、採択する必
要はない」、「他市町村と比
べて手厚く実施している」とい
った意見も出されました。

このような審議を踏まえて採
決した結果、賛成少数で不採
択と決しました。

*陳情第8号については、所
管委員長から閉会中の継続審
査の申し出があり、全会一致
で継続審査と決しました。

行政視察報告

総務文教常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

日時 十一月七日(木)

午後一時三十分より

視察地 広島県尾道市

視察テーマ

「平山郁夫美術館の

建設経緯等について」

尾道市(おのみちし)は、瀬戸内のほぼ中央に位置し、山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道に加え、平成二十七年三月に全線開通した中国やまなみ街道により、広域拠点としての機能は高まり、まさに「瀬戸内の十字路」としての発展が大いに期待される人口十三万六千二百六十五人(令和元年十月末現在)の都市です。旧瀬戸田町(現尾道市)の観光は、耕三寺に依存した観光であり、耕三寺への入場料以外では観光客の約三十%が七百円程度の消費額しかない立ち寄り型の観光地であった。また、夏場の観光客が極端に少なく、耕三寺だけに頼らな

い新しい魅力をいかにして作るかが当時の大きな課題となっていました。

旧町長(和氣 成祥 氏)は、

平山郁夫画伯の「故郷瀬戸田が平山芸術の原点である」との言葉を思い出し、文化の薫る島づくりをテーマとして、大都会の人の評価に耐えうる一流を目指すこと、また、地域にとって価値あるオンラインワンの創出を目指すために手掛けたのが、島づくりの核である平山郁夫美術館建設でした。

美術館は、平山記念館建設推進町民会議が平成四年六月に設置されてから、五年後の平成九年四月に総事業費約十七億円、延べ床面積約二千二百八十㎡の美術館が開館し、管理運営については、平山画伯が中国等の海外とのつながりがあり、行政の枠組みでは対応しきれないと判断したことから、行政直営ではなく財団法人が行っていました。

旧町長からは、「美術館に焦点をあてるのか、地域づくりの重要な位置づけとするのかで違った結果が出てくるので、理解しておくべきである」とのお言葉をいただいた。

今回の調査では、建設の経緯や関係機関との連携、運営に関する課題等について調査しました。

日時 十一月八日(金)

午前十時より

視察地 岡山県総社市

視察テーマ

「英語特区(教育特区)について」

総社市は、岡山県の南西部に位置し、東部は岡山市、南部は倉敷市の2大都市に隣接しており、近年では、歴史に培われた吉備文化と、豊かな自然環境を背景に、住宅都市・学園都市としての発展もみせており、総面積は約二百二十㎦で、人口は令和元年十月末現在で六万九千二百六十六人となっています。

英語特区(教育特区)は、対象の幼稚園・小学校・中学校が連携し、一貫性のある特別な英語教育を提供することにより、豊かなコミュニケーション

能力と国際的視野を身に付けた人材を育成するという目標を掲げて、平成二十六年四月から始まった事業で、平成二十八年度からは音楽・英語特区でスタートした小学校及び体育・英語特区でスタートした小学校があるため、全てを含めて教育特区と呼んでいます。

元々は文部科学省の許可を受けて英語特区をスタートしましたが、現在では、小中一貫教育の中の特別な教育課程で実施できるので許可を受けない学校があります。

特区内の小中学校では、指定校区だけではなく、市外はもちろん、市内の他の校区からも受け入れをしています。また、「おかやま昭和暮らしプロジェクト」等と連携することで移住・定住も促進しています。

特区内の昭和地区にある維新幼稚園、維新小学校、昭和幼稚園、昭和小学校、昭和中学校は、五つ星学園として、合同職員会議や園長・校長に

よる管理職会議を実施しながら連携を行い、系統性のあるカリキュラムの策定や効果的な教材の選定・開発を行い、幼稚園から中学校三年生までの年間計画を立てています。

五つ星学園では、他校と比べ、ALTの滞在時間が長いので、授業だけでなく日常的に会話をしたり、運動会の種目の紹介が英語で行われたりしており、英語に触れる機会が多いのが特徴です。

特区が目標としている英語力は、小学校六年生で英検四級(中学校中級)レベル、中学校三年生で英検二級(高校卒業)レベルとしています。また、なかなか難しい現状の中、毎年数名は達成することができていました。

今回の調査では、事業導入の経緯や効果、課題等について調査しました。

*詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきました。

なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しています。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
請願第3号	○	○	×	○	×		×	×	○	×	議長	○	×	×	不採択
陳情第7号	○	×	×	×	×		×	×	×	×	議長	×	×	×	不採択

【○：採択 ×：不採択】

● 議会用語 Q & A

Q 請願(権)とは。

A 国民を始め、広く人々が、国又は地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ること(又は申し出る権利のこと)をいいます。

市議会に請願書を提出する場合は、邦文で請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載の上、押印します。そして請願書の表紙に紹介議員の署名又は記名押印が必要となります。

★ 会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

議会事務局、市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとワンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〽 編集後記 〽

吹き抜ける風が心地よく感じられるところとなりました。しかしながら、世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大により、先行き不透明な状況が続いており、市民の皆様も不安な日々をお過ごしのことと存じますが、手洗いの励行・咳エチケット・三密(密閉・密集・密接)を避けるなどを徹底し感染防止に努めて参りましょう。

さて、本議会におきましては、当初十名の一般質問を予定しておりましたが、市民の皆様の健康と生活環境維持に重点を置き、市として感染に対し万全の体制を整える事を最重要事項に位置付け、緊急性と必要性の高い質問を除いて、次議会に順延を各議員に要請したところ六名の議員が応じて頂いたことをご報告いたします。また、オリンピックの延期も発表され、これに合わせ当市で予定されておりました聖火リレーも一旦中止となりました。来年のオリンピックには笑顔が溢れ、賑やかな聖火リレーが催されますよう期待する次第です。



〽 編集委員 〽

- 三木健正
- 今城隆
- 山上庄一
- 山戸寛
- 岡崎利久